事　務　連　絡
令和元年６月１０日

各都道府県建設業協会
　専務理事・事務局長　殿

一般社団法人 全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男

技能実習等から特定技能への円滑な在留資格変更に向けた留意事項について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、 国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長より、本年４月より開始された改正入管法に基づく特定技能外国人の受入れに関連し、受入れに係る手続きの概要及び手続きに要する期間の見込みについて、改めて周知依頼がありました。

建設分野において特定技能外国人を受け入れようとする場合、①国土交通省に対して建設特定技能受入計画の認定申請を行い、認定を受けた上で、②法務省出入国在留管理庁に対して特定技能外国人になろうとする外国人の在留資格認定証明書の交付（または在留資格変更の許可）の申請を行う必要があります。

上記の①又は②の申請に係る審査期間は、諸条件により変動がありえますが、それぞれに２ヶ月程度を要すると見込まれるとのこと、また、特定技能外国人を受け入れようとする企業の皆様には、①の申請を行うまでの間に、以下を行って頂く必要がございますのでご留意ください。

・建設キャリアアップシステムへの事業者登録
・一般社団法人建設技能人材機構への加入
・受け入れようとする外国人との特定技能雇用契約の締結

なお、本会は、一般社団法人建設技能人材機構の正会員であり、各都道府県建設業協会の会員企業の皆様においては、当該機構への個別加入は不要となります。

また、法務省においては、「特定技能１号」への在留資格変更に必要な期間について、いわゆるつなぎの在留資格である「特定活動（就労可）」を措置しております。この特例措置は、本年９月末までに技能実習又は外国人建設就労者の在留期間を満了する方が、特定技能外国人として引き続き同建設企業で同職種・作業に従事する場合に認められるものですが、技能実習又は外国人建設就労者の在留期間の満了までに当該つなぎの在留資格への変更手続きをすることで、一時帰国をすることなく継続して、最大４ヶ月間、在留・就労することが可能となりますので、本特例措置（「特定活動（就労可）」）の有効活用等、上記留意事項に関し、ご周知方よろしくお願い致します。

以上

（担当：労働部　土屋・宇都宮）

事　務　連　絡
令和元年５月３０日

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長　小笠原　憲一

技能実習等から特定技能への円滑な在留資格変更に向けた留意事項について

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、改正入管法に基づく特定技能外国人の受入れが本年４月より始まりました。これに関連し、特定技能外国人の受入れに係る手続きの概要及び手続きに要する期間の見込みについて、改めて周知をさせて頂きます。

特定技能制度は、一定の技能・専門性及び日本語能力を有する外国人を就労目的で受け入れることを目的とした制度です。このため、受け入れようとする外国人には、一定の技能や日本語能力を確認する試験に合格することが求められ、現在、特定技能受入事業実施法人である一般社団法人建設技能人材機構において、年度内に海外で試験を実施すべく準備を行っているところです。

一方、技能実習２号以上を良好に修了している外国人（外国人建設就労者を含む）については、これらに係る試験は免除されることから、現時点においても、技能実習修了後、在留資格を特定技能に変更し、継続して在留・就労させようと考えておられる受入企業も相当数存在するものと考えられます。

建設分野において特定技能外国人を受け入れようとする場合、建設企業の皆様には、①国土交通省に対して建設特定技能受入計画の認定申請を行い、認定を受けた上で、②法務省出入国在留管理庁に対して特定技能外国人になろうとする外国人の在留資格認定証明書の交付（または在留資格変更の許可）の申請を行って頂く必要がございます。

上記の①又は②の申請に係る審査期間は、諸条件により変動がありえますが、それぞれに２ヶ月程度を要すると見込み、十分な時間をもって手続きを進めて頂くようお願い致します。

また、特定技能外国人を受け入れようとする企業の皆様には、①の申請を行うまでの間に、以下を行って頂く必要がございますのでご留意ください。

・建設キャリアアップシステムへの事業者登録
・特定技能外国人受入事業実施法人（一般社団法人建設技能人材機構）への加入[1]
・受け入れようとする外国人との特定技能雇用契約の締結

1 一般社団法人建設技能人材機構の正会員団体に所属している建設企業については当該機構への加入は不要

なお、法務省においては、「特定技能１号」への在留資格変更に必要な期間について、いわゆるつなぎの在留資格である「特定活動（就労可）」を措置しております。

この特例措置は、本年９月末までに技能実習又は外国人建設就労者の在留期間を満了する方が、特定技能外国人として引き続き同建設企業で同職種・作業に従事する場合に認められるものですが、技能実習又は外国人建設就労者の在留期間の満了までに当該つなぎの在留資格への変更手続きをすることで、一時帰国をすることなく継続して、最大４ヶ月間、在留・就労することが可能となります。

できる限り余裕をもって特定技能への在留資格変更の手続きを進めるためにも、本特例措置（「特定活動（就労可）」）を有効活用することについて、貴団体傘下会員への周知をよろしくお願い致します。

（別添）　参考資料

以上